

使用料規程

第1条(目的)

本規定は、株式会社 International Copyright Association(以下、甲と云う。)が、委託者から管理委託を受けた音楽の著作物(以下、著作物と云う。)について、その使用料を定めることを目的とする。

第2条(利用許諾の区分)

甲の管理する著作物の利用許諾は、下記の区分により行うものとし、その使用料の額は、第3条から第10条に定める額とする。

(1)レコードへの録音

レコード(オルゴールを含むものとする。)に著作物を複製し、その複製物を譲渡すること

(2)ビデオグラムへの録音

ビデオディスク、ビデオテープ等ビデオグラムの記録媒体に連続した映像とともに著作物を複製し、その複製物を頒布すること

(3)ゲームソフトに関する利用

ゲームに供することを目的として、ゲーム機等の映像を伴う記録媒体に著作物を複製し、その複製物を頒布すること

(4)インタラクティブ・ソフトへの録音

CD-ROM, DVD-ROM 等のインタラクティブ・ソフトの記録媒体に連続した映像、静止画、文字等とともに総再生時間が特定できない形態で著作物を複製し、その複製物を頒布すること

(5)インタラクティブ配信

コンピューターで読み取り可能な形式で複製及び送信可能化し、コンピューターネットワークを用いて送信し、受信者の装置において利用すること

(6)業務用通信カラオケ

カラオケ施設、社交場等に於いて歌唱させる目的で著作物を複製し、これを当該施設等に設置された端末装置等に公衆送信及び当該端末装置等に複製すること

(7)演奏

著作物を音楽会、コンサート形式等で演奏すること

(8)出版

著作物を書籍・雑誌・その他の出版物に複製し、それらを頒布すること

第3条(レコードへの録音)

レコードへの録音に著作物を利用する場合の使用料は、レコード1枚(オルゴールの場合は1台。)著作物1曲(歌詞等を含む。)について、下記により算出された金額(消費税別)とする。

(1)市販用レコード

小売価格(消費税を含まない)が明示されているレコードは、その価格の6%を当該レコードに収録されている著作物数で除した額とする。

小売価格(消費税を含まない)が明示されていないレコードは、卸売価格(消費税を含まない)の10%を当該レコードに収録されている著作物数で除した額とする。

(2)その他のレコード

前項(1)の規定を適用できない場合、著作物の利用目的及び利用形態を鑑みた上、著作物1曲につき7円90銭以内の額で利用者と協議して定める額とする。

第4条(ビデオグラムへの録音)

ビデオグラムへの録音に著作物を利用する場合の使用料は、ビデオグラム1本につき、著作物の利用時間1分まで毎に、下記により算出された金額(消費税別)とする。

ただし、委託者の同意があるときは利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

(1)市販用ビデオグラム

小売価格(消費税を含まない) × 4.5/100 × 1/総再生時間(注1)

× 著作物の合計利用時間(注2) / 著作物の累計利用時間(注3)

(注1)総再生時間とは、当該ビデオグラムの再生に要する時間(1分未満を切上げ)をいう。

(注2)著作物の合計利用時間とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物の利用時間をそのまま合計し、1分未満を切上げたものをいう。

(注3)著作物の累計利用時間とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したものをいう。

(2)劇場用のビデオグラム

(1)の規程にかかわらず、劇場用映画(テレビドラマ、テレビ映画を含む)をビデオグラムとして複製する場合の使用料は、音楽を主体とするものを除き、ビデオグラム1本につき、ビデオグラムの小売価格(消費税額を含まないもの)に1.75%を乗じた額とする。

(3)その他のビデオグラム

前項(1)(2)の規定を適用できない場合、著作物の利用目的及び利用形態を鑑みた上、著作物の使用時間1分毎に7円90銭以内の額で定める額とする。

2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。

歌曲において歌詞が甲に管理されていない場合も同様とする。

第5条(ゲームソフトに関する利用)

ゲームソフトに著作物を利用する場合の使用料は、ゲームソフト1枚に著作物1曲(5分以内の著作物については、5分を超えるごとに1曲分の金額を加算の上使用料の計算をする。)について、下記により算出された金額(消費税別)とする。ただし、委託者の同意をもって利用許諾契約において使用料率を下回る料率を定めることができる。

(1) 市販用ゲームソフト

製品価格のあるもの

ゲームソフトの価格(消費税別)の1%に、そのゲームソフトに含まれている著作物数を乗じた額とする。

製品価格のないもの

ゲームソフトの卸価格(消費税別)の1.5%に、そのゲームソフトに含まれている著作物数を乗じた額とする。

(2) その他のゲームソフト製品

前項(1)以外の場合は、利用目的・利用形態などの事情を考慮して、著作物の使用時間1分毎に3円以内の額に著作物数を乗じた額の範囲内で利用者と協議して定める額とする。

(2) ゲームソフトに占める著作物の割合が15秒以内のときは、販売本数にかかわらず一著作物1曲につき15円以内で利用者と協議して定める額とする。

第6条(インタラクティブ・ソフトへの録音)

インタラクティブ・ソフトに著作物を利用する場合の使用料は、インタラクティブ・ソフト1枚著作物1曲(歌詞等を含む。)について下記により算出された金額(消費税別)とする。

(1) 市販用インタラクティブ・ソフト

小売価格(消費税を含まない)が明示されているインタラクティブ・ソフトは、その価格の2%を当該インタラクティブ・ソフトに収録されている著作物数で除した額とする。

小売価格(消費税を含まない)が明示されていないインタラクティブ・ソフトは、卸売価格(消費税を含まない)の3%を当該インタラクティブ・ソフトに収録されている著作物数で除した額とする。

(2) その他のインタラクティブ・ソフト

前項(1)の規定を適用できない場合、著作物の利用目的及び利用形態を鑑みた上、著作物1曲につき15円以内で利用者と協議して定める額とする。

第7条(インタラクティブ配信)

インタラクティブ配信に著作物を利用する場合の使用料は、下記により算出された金額(消費税別)とする。なお、歌詞(譜面及び譜面を符号等に置き換えたものを含む。)のみを配信する場合は、下記使用料の50%とする。

(1) ダウンロード形式の場合

著作物を複製し、その複製物をインタラクティブ配信する場合の著作物 1 曲の使用料は、ダウンロードの一販売単位の価格(消費税を含まない)に 6%を乗じ、当該販売単位によりダウンロードされる著作物数で除した額とする。なお、著作物のダウンロード価格が設定されていない場合は、著作物 1 曲 1 ダウンロードにつき 6 円 60 銭以内で利用者と協議して定める額とする。

連続した映像とともに著作物を複製し、その複製物をインタラクティブ配信する場合の著作物 1 曲の使用料は、ダウンロードの一販売単位の価格(消費税を含まない)に 4.5%を乗じ、当該販売単位によりダウンロードされる著作物数で除した額とする。なお、著作物のダウンロード価格が設定されていない場合は、著作物 1 曲 1 ダウンロードにつき 10 円以内で利用者と協議して定める額とする。

携帯電話等の着信メロディ再生専用データであって、受信した電話機等から他の機器に転送若しくは複製不能の場合、著作物 1 曲 1 ダウンロードにつき 5 円以内で利用者と協議して定める額とする。

(2)ストリーミング形式の場合

情報料、広告料等の収入が有る場合は、月間の情報料および広告料等の収入に 3%を乗じた額を月額使用料とする。

情報料、広告料等の収入がない場合は、1 番組につき 5,000 円以内を月額使用料とする。

(3)下記のいずれかに該当するストリーミング形式による配信を、収入を得ることなく且つ当該配信データの再生時間が 1 曲につき 45 秒以内である場合、使用料を免除することができるものとする。

著作物を利用する利用者が・受信者に著作物を試聴させる場合

著作物を適法に収録したレコード製作者等が、当該レコード等の販売促進を目的として著作物を試聴させる場合

実演家、著作者及びその権利継承者が、自らのホームページにおいて当該著作物を試聴させる場合

第 8 条(業務用通信カラオケ)

業務用通信カラオケに著作物を利用する場合の使用料は、下記の(1)及び(2)により各々算出した金額を合算して得た金額(消費税別)とする。

(1)基本使用料

著作物を業務用通信カラオケに利用する場合の著作物 1 曲の使用料は、月額 200 円以内とする。

(2)情報提供使用料

カラオケ施設、社交場等に設置された端末装置等に著作物を公衆送信及び当該端末装置等に複製する場合の著作物 1 曲の使用料は、当該端末装置等 1 台につき 1 ヶ月毎に定めるものとし、その月額使用料は当該端末装置等 1 台あたりの月間情報提供料(業務用通信カラオケを利用する事業者の著作物受信等に係る対価、何れの名義であるかを問わない。)の 10%を使用可

能全楽曲数で除した額とする。但し、情報提供料が不明の場合、業務用通信カラオケ配信業者が得る月間情報提供料に 1.5 を乗じ、その 10% を使用可能全楽曲数で除した額とする。

第 9 条(演奏)

音楽著作物の音楽会、コンサート形式等における演奏の使用料は、入場料総額（消費税別）の 5% の額に消費税額を加算した額とする。ただし、音楽著作物に管理外の曲が含まれる場合は、その演奏時間に対して管理著作物の演奏時間の按分比率を入場料総額に乗じた金額の 5% の額に消費税を加算した額とする。

第 10 条(出版)

印刷、写真、複写等により著作物を可視的に複製する場合の使用料は、下記により算出した額に消費税を加算した額とする。

1 書籍

(1) 楽譜集などの書籍が主として歌詞または楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価（消費税別）の 10%（外国著作物は 15%）に発行部数を乗じて得た額とする。

(2) 前項以外の書籍においては、発行部数により 1 曲につき歌詞・楽曲それぞれ下記の額とする。

2,500 部まで	1,000 円	5,000 部まで	2,000 円	10,000 部まで	4,000 円
50,000 部まで	6,000 円	100,000 部まで	8,000 円	100,001 部以上	12,000 円

2 雑誌・新聞

雑誌・新聞の場合の使用料は、発行部数により 1 曲につき歌詞・楽曲それぞれ下記の額とする。

10,000 部まで	5,000 円	50,000 部まで	10,000 円	100,000 部まで	13,000 円
300,000 部まで	15,000 円	500,000 部まで	25,000 円	1,000,001 部以上	34,000 円

3 その他の出版物

書籍、雑誌・新聞以外の出版物が主として歌詞または楽曲の場合の使用料は、定価（消費税別）の 10%（外国著作物は 15%）に発行部数を乗じて得た額とする。

4 歌碑・ポスター・パネルなどの展示、掲示物

製作部数にかかわらず、1 曲につき歌詞・楽曲それぞれ 15,000 円とする。

第 11 条(その他)

(1) 著作物の性質、利用目的など特別の事情により第 3 条から第 10 条に定める使用料の額を適用しがたい場合は利用者と協議の上、使用料の額を定めるものとする。

(2) 著作物の歌詞若しくは曲の何れかが甲の管理外のときは、1 曲の使用料の 50% 相当額を使用料とする。

附則(実施の日)

本規定は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して 30 日を経過した日から実施する。

使用料規程

平成 17 年 月 日 届出

株式会社 InternationalCopyrightAssociation

